

## 孺恋村農業委員会総会議事録(第32回)

- (1) 開催日時 令和5年2月10日(金)開会:午後1時24分 閉会:午後2時06分  
開催場所:役場2階会議室
- (2) 出席委員の議席番号および氏名(農業委員16名)  
農業委員  
1.干川初枝 3.岡野芳和 4.下谷彰一 5.佐藤光成 6.丸山成重 7.佐藤貞次  
8.黒岩純一 9.干川洋一 10.市場俊喜 11.中村明彦 12.黒岩晋 13.黒岩トシエ 14.黒岩広司  
15.樋口忠男 16.黒岩富二 17.西窪充夫
- (3) 欠席委員の議席番号及び氏名 2.関喜吉
- (4) (4)出席した事務局職員(書記)氏名 事務局長 滝澤文彦 係長 佐藤あかね 主事 小嶋俊星
- (5) 提出された議案  
第1号議案 あっせんの成立について  
第2号議案 農地法第3条の規定による許可申請について  
第3号議案 農地法第5条の規定による許可申請について  
第4号議案 農用地利用集積計画(案)への意見決定について  
第5号議案 現況証明願について  
第6号議案 その他

### (6)会議の概要

事務局長 雪の中、大変お世話になります。雪の中ご出席いただきましてありがとうございます。ただ今より農業委員会を開催させていただきます。本日の出席委員は16名です。孺恋村農業委員会会議規則第8条による会議の定足数に達しましたことをご報告いたします。それでは農業委員会会議規則第7条の規定により会長の宣告で始めさせていただきます。農業委員会会議規則第5条により会長が議長になり進行をお願いします。

会長 皆さんこんにちは、大雪で足下の悪い中ご苦勞様です。2月に入り1月の大寒の頃の寒さからは大分暖かくなってきた所ではありますが、本日は朝から大雪という事で、ほどほどにもう雪はいらないなといった感じです。また、2月下旬頃からまた農作業も始まってくるかと思いますが、体調管理を万全にさせていただきまして、農作業に取り組んでいただきたいと思います。

それでは続きまして、3の孺恋村農業委員会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、第15番号委員樋口忠男委員、第16番号委員黒岩富二委員をお願いいたします。

続きまして、4の協議事項に入りたいと思います。【第1号議案「あっせんの成立について」】を議題といたします。第1号議案1番号につきまして、農業委員会法第31条の規定によりまして、7番号委員の佐藤委員の退席をお願いします。

(7 番号委員退席)

議 長 では事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「あっせんの成立」1 番号、案件朗読後説明】

議 長 1 番号についてどなたか委員のご意見ございますか。

5 番号 はい。場所はブルワリーの上でペンション村の下になります。申出人は農業をやめたので申請に到りました。宜しくお願いします。

議 長 【議案第1号「あっせんの成立について」】1 番号につきまして、他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。第1号議案の 1 番号についてはあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】1 番号については成立という事で許可することに決定いたします。

(7 番号委員着席)

議 長 続きまして、2番号、3 番号の案件について事務局より説明願います。

事務局 【議案第1号「あっせんの成立」2番号、3 番号、案件朗読後説明】

議 長 【議案第1号「あっせんの成立について」】2番号でございますが、どなたか関係する委員さんの意見を願います。

10番委員 お世話になります。場所は、広川原の集荷場2つの先を右手に曲がった所です。両者は規模がかなり大きい農家です。今回のような小さい畑は使い勝手が悪いという事で、たまたま隣接地を耕作している農家がいり受けるという事で、集約・集積につながるので良いことだと思います。宜しくお願いします。

議 長 ありがとうございます。他の委員の意見ありますか。なければお諮りします。第1号議案の2番号についてのあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】について、2番号については

あっせんの成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、3 番号の関係ですがどなたか委員のご意見ございますか。

12 番委員 はい。お世話になります。場所は、観音堂の北西へ約300mの所です。申出人は高崎市に転出しており地元にはいません。そういった中で両者合意しているので問題ないと思います。

議 長 はい。ありがとうございました。どなたか委員のご意見ございますか。なければお諮りします。第1号議案の3番号についてのあっせんの成立については問題なしという事でよろしいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【議案第1号「あっせんの成立について」】について、3番号についてはあっせんの成立という事で許可することに決定いたします。続きまして、【第2号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】事務局説明

1番号～3番号 あっせんの成立による所有権移転

4番号 売買による所有権移転

5番号 売買による所有権移転

6番号 親子間の贈与による所有権移転

議 長 1番号は農業委員会法第31条の規定によりまして、7番号委員の退席をお願いします。

(7番号委員の退席)

議 長 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】1番号の関係ですが、先程のあっせんの成立による申請ですので、許可するものとして決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい。ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」】1番号につきましては、許可するものとして決定します。

(7番号委員着席)

議 長 続きまして、2、3番号の関係ですが、先程のあっせんの成立による申請ですので、許可するものとして決定したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」】2番号3番号につきましては、許可するものとして決定します。続きまして、4番号から事務局より説明をお願いします。

事務局 【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」】事務局説明  
4番号 売買による所有権移転  
5番号 売買による所有権移転  
6番号 親子間の贈与による所有権移転

議 長 4番号、5番号について干侯の案件でございます。地元委員のどなたかご意見ございますか。

14番委員 はい。4番号は2月6日に地元農業委員と推進委員と事務局で現地確認をしました。場所は旧小学校手前東側へ500m、5番号は旧小学校手前東側へ300m～400m程の所にあります。譲渡人は相続を受けて取得しましたが村外に嫁ぎこちらへはいないので申請してきたとの事です。譲受人はそれぞれ前から耕作しているという事で特に問題は無いと思いますのでよろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。4番号5番号につきまして、その他の委員の意見ございますか。特にないようですのでお諮りします。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について】4番号5番号は許可するものとして決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい。ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について】4番号、5番号については、許可するものとして決定します。続きまして、6番号についてどなたか委員のご意見ございますか。

11番委員 6番号でございますが、親子間の贈与であり問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。その他の委員の意見ございますか。なければお諮りします。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について】6番号は許可するものとして決定して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 はい。ありがとうございます。【議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」について】6番

号については、許可するものとして決定します。続きまして、【第3号議案「農地法第5条許可申請書について」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【議案第3号「農地法第5条許可申請書について」】2件説明。

1番号 進入路用地 一時転用 賃貸借設定

2番号 一般住宅用地 使用貸借設定

議長 はい。【議案第3号「農地法5条許可申請書」について】1番号の案件ですが、どなたか委員のご意見ございますか。

5番委員 場所は、しゃくなげ園から数百メートル下った所です。見通しの良い高台です。理由は記載の通りで、農地の一部を進入路用地として利用する一時転用です。問題ないと思います。今年の5月頃非農地決定した所の付近で、一度現地確認をしています。

議長 ありがとうございます。【第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請」】1番号については許可相当と意見を付して県知事へ進達したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手願います。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。【議案第3号「農地法5条の規定による許可申請」】1番号については許可相当と意見を付して県知事に進達するものとして決定します。続きまして、2番号の関係ですがどなたか委員のご意見ございますか。

5番委員 昨日、現地確認をしました。場所は、郵便局の右側です。申請人の敷地が広く、現在の家の宅地の裏側が畑になっていました。家庭菜園が少しあり、ほとんど空き地のような状態です。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【第3号議案「農地法第5条の規定による許可申請」】2番号については許可相当と意見を付して県知事へ進達したいがよろしいでしょうか。よろしければ挙手を願います。

(全員「挙手」)

議長 ありがとうございます。【議案第3号「農地法5条の規定による許可申請」】2番号については許可相当と意見を付して県知事に進達するものとして決定します。続きまして、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について」】を議題といたします。それでは、事務局より説明願います。

事務局 【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について】  
農業経営基盤強化促進法第18条の第1項及び19条第1項の規定による農用地の利用集積計画の実施が必要と認められたので、村長より農業委員会の意見決定を求められておるものです。利用権の設定するもの3名、設定する土地3筆、面積17,080㎡、利用権の設定を受けるものが2名となっております。

議 長 この件につきましてどなたか意見ございますか。質問がなければ、お諮りします。【議案第4号の「農用地利用集積計画(案)への意見決定】は意見を問題なしとして村長に回答して宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 全員賛成ですので、【第4号議案「農用地利用集積計画(案)への意見決定について】は意見を問題なしとして村長に回答いたします。

議 長 続きまして、【第5号議案「現況証明願」について】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 【第5号議案「現況証明願」について】1件説明。  
この土地は現況地目が宅地であり、2月6日現地確認をしました。現地には住宅が建っております。申請書類により農地法施行前より宅地であった事が確認されましたので申請に及びました。

議 長 はい。この土地は農地法施行前より宅地であった事とのことです。この件につきまして、その他の委員のご意見ございますか。なければお諮りします。【第5号議案「現況証明願」について】は申請の通り決定させていただいて宜しいでしょうか。

(全員「挙手」)

議 長 ありがとうございます。【第5号議案「現況証明願」について】は申請のとおり決定します。続きまして【第6号議案「その他」】を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第6号議案【「その他」について】報告。  
報告1 農地法第3条の3第1項の規定による届出書 8件  
報告2 農地法第18条第6項の規定による届出書 2件

議 長 【第6号議案「その他」】の報告をいただきました。本日の議案は全て終了しました。その他のその他ですが、事務局よりお願いします。

事務局

お世話になります。お手元に資料を付けさせていただきましたが、令和4年度農地利用最適化推進施策の改善に関する意見書という資料をご覧くださいと思います。こちらにつきましても、例年、年1回村長、議長宛に農業委員会としての意見書を提出する事になっております。内容としましては3点、鳥獣害対策への取組について、農業委員会の機能強化に関する事、国土調査（地籍調査）の実施についてという事で意見書の提出をさせていただければと思っております。宜しくお願いします。

皆様から特にご意見がなければ会長、職務代理と村長、議長に対し3月1日に意見書をお渡しさせていただきたいと思っております。宜しくお願いします。続きまして、カラー刷りの人・農地プランから地域計画へという資料をご覧くださいと思います。基盤法の改正が令和4年5月1日に改正されまして、令和5年4月1日から施行される事になっております。人・農地プランは皆様にご協力いただきまして、令和2年度に実質化という事でさせていただいておるわけですが、今度、人・農地プランが基盤法で法定化され、それに基づき地域計画を策定しなさいという事になりました。こちらにも書いてありますが、人・農地プランから地域計画へという事で、農業の将来の在り方プラス目標地図という事で、今後10年後の先を見据えた目標地図を作成しなさいという形になっております。1枚めくっていただきまして最終的には令和7年の3月末までに地域計画を策定するという流れになっております。地域計画は人・農地プランの実施地域で策定するという事になっておりますが、この地域計画を策定しますと、色々な補助金が対象となっております。しかし、問題点がありまして、地域計画を作ったエリアにつきましても農地法の3条や転用申請が出た場合、地域計画を変更してからでないという申請ができないというデメリットがあります。通常今までですと、転用の許可までに申請から2ヶ月とかですが、もしかすると半年とか、かなり時間を要するような形になるのがデメリットです。それで、事務局として考えておりますのは、定めることが出来るという事になっておりますので、認定農業者が多い、西部3地区（田代、干俣、大笹地区）と、鎌原と今井地区を中心に計画を策定し、逆に認定農業者が少ない地区につきまして計画を策定しない方が、転用とか申請が出た場合に良いのではないかと考えております。また、新年度になると思いますが区長さんとかご意見を頂きながら進めて行きたいと思っております。何かご意見等ございましたらいただければと思いますので宜しくお願いします。

10番委員 これは結局、農地転用や3条とか許可が大分遅くなるということですが、どういうことですか。申請してから半年とか、時間がかかるという事ですか。

事務局

場合によってはそうです。このおおもとの計画を変更しないと将来的な担い手が決まっている所については、この計画を変更しないとその後の転用の申請にならないという事です。

10番委員 おおもとの計画というのは、その地域の計画をいちいち変えるという事か。

事務局 この計画が細かく皆筆ごとに集積するという計画ですので、それがまた問題として実際、孀恋の農地数が多いエリアでそこまで細かく計画ができるかどうかという不明瞭な所ではありますがその持って行く先を変えないと申請ができないという事になっております。

議長 そういう地図を作るということですか。

事務局長 はい。そうです。地図の中にこの農地はこの人に持って行きますという物を作ります。

10番委員 例えば個人宛に今後の意向調査を取るのですか。

事務局長 その通りです。また、以前もお世話になりましたが令和5年度にアンケートを取ろうと思います。

10番委員 アンケートといっても個人を特定しなければならないですよ。1つずつ。

事務局長 国の要綱を見ますと、決められない所は未定地で残しても良いとなっておりますので全て埋めるということにはならないと思いますが、そのような計画で予定しております。

5番委員 ちょっと宜しいでしょうか。人・農地プランは農地の集積、集約、やる気のある人に明け渡して下さいというようなプランだと思いますが、新規就農者みたいな人への優遇措置をもっと増やしてやると農地が買えると思うのですが。あと、相続で村外へ行ってしまい、孀恋の農地だけが残り、その方々が売りたい時に、その農地を買う方に対してもっと補助があれば良いと思います。3条申請が大笹、田代はありますが、東部地区はほとんどないような気がします。そうしたもっと流動化が進めば良いと思います。以上です。

事務局長 はい。ご意見ありがとうございます。特になければ、今の話とつながりがあるのですが、人・農地プランが地域計画へ移行するのが令和7年3月までですので、それまでは2年前に策定しました現行の人・農地プランがいきているということですので、来月ですが、人・農地プランの中心経営体の見直しをご協議いただければと思います。3月の定例会後に人・農地プラン検討会でお世話になればと思いますので宜しくお願いします。

議長 はい。また、令和5年度以降制度が変わってくるということで関係者を含めて色々な話し合いが入ってくるのかなと思います。また、皆さんのご意見が必要になってくると



思いますので各地区での協議等宜しくをお願いします。

その他の委員のご意見ございますか。

特にないようですので、次回は令和5年3月10日(金)の午後1時30分から大前活性化センターとなります。それでは、これで本日の定例会は全て終了となります。事故等に会われないよう気をつけてお帰りください。それでは2月の定例会を閉じさせていただきます。ありがとうございました。

午後2時06分閉会

議 長

(西窪 充夫) 西窪 充夫

議事録署名人

第15番委員

(樋口 忠男) 樋口 忠男

第16番委員

(黒岩 富二) 黒岩 富二

